

部 会 報 告

ISO/TC 127/SC 2/WG 9 (ISO 20474 土工機械—安全) 2016 年 11 月オランダ・アムステルダム 国際作業グループ会議報告

標準部会 ISO/TC 127 土工機械委員会国際専門家 (Expert) 小川 悦央 (コマツ)

国際標準化機構 ISO の専門委員会 TC 127 (土工機械) 傘下の国際作業グループ ISO/TC 127/SC 2/WG 9 (ISO 20474 土工機械—安全) 作業グループ会議が 2016 年 11 月にオランダ国アムステルダム市で開催され、前回 8 月に引き続き、協会標準部会 ISO/TC 127 土工機械委員会から国際専門家 (Expert) として出席した小川悦央氏の報告を紹介する。

1 開催日：2016 年 11 月 7 日 (月) ～ 9 日 (水)

2 開催地：オランダ国アムステルダム市 スキポール空港内 Exchange Avenue 会議室

3 出席者：9 名

米国 (ANSI) 4 名、スウェーデン (SIS) 2 名、英国 (BSI) 1 名、ドイツ (DIN) 1 名、日本 (JISC) 1 名

4 会議概要：

前回に続き、DIS 投票時に寄せられた各国コメントを審議した。本会議では、ISO/DIS 20474-1 の残り、Part 3, Part 11, Part 12, Part 5, Part 9, Part 13, Part 6 の順に審議し、コメントの無かった Part 7 (スクレーパ) を除く ISO 20474 の全パートを完了した。

・「Part 14 の廃止に伴い、各国で独自の規定がある場合、それらを ISO 20474 の要求事項と比較検討し、より厳しい場合のみ “Additional national and regional provisions exist. (各国規定による要求事項がある)” を記載する」という件については、次の文言を Part 1 の Foreword に追記することで合意に至った。

“Part 14, Information on national and regional provisions, has been withdrawn. ISO 20474 provides acceptable safety requirements for Earth-moving machinery. This standard does not necessarily provide requirements to meet all national and regional regulatory provisions, e.g. Japan does not allow object handling with Earth-moving machinery.”

5 議事：

a) ISO 20474-1 一般要求事項 (N189)

① Annex B1 (米国コメント)

昇降するキャブのチルト角は、EN474 に整合させ

±15° から ±5° へ修正した。

② Annex C1 (日本コメント)

本項へ “Additional national and regional provisions exist.” を追記する代わりに、上述の Foreword 追記が了承された。

③ Whole (ドイツコメント)

規準となる引用規格を全て年号指定すべきとの意見に対し、特定条項が引用された場合にのみ年号指定することで合意した。

b) ISO 20474-3 ローダ (N190)

④ 4.1 General (日本コメント)

上述に同じく、Part 1 の Foreword に追記することで合意した。

⑤ 4.3 Rear windows (米国コメント)

後方窓用のワイパ、ウォッシュについては、コンパクトローダを除き装着が必須と変更された。

⑥ 4.5.5.2 Rated load (日本コメント)

EN474-3 に整合させるべく車速を “10 km/h” 以下へ変更するよう求めたが、却下された。理由は、この種の作業をする場合の車速としてタイヤメーカーが 2 km/h を推奨している為。

c) ISO 20474-5 油圧ショベル (N193)

⑦ 3.4 extra-long reach equipment application (日本コメント)

本項は、ISO 20474-5 から削除する。併せて、4.4 項の NOTE を削除する。

⑧ 4.2.1.2.1 General (日本コメント)

本項の第 4.5 パラグラフを削除し、EN474 と整合させることで合意した。(50t 超 100t 未満の油圧ショベルに対する TOPS 装着要求は削除された。)

本項の第 2 パラグラフに次の文言を追記する。“If the structure complies with both ISO 12117 TOPS and 12117-2 ROPS criteria, the manufacturer may identify both standards (ROPS and TOPS) on the label.”

⑨ 4.2.1.2.2 TOPS for hydraulic excavators (米国コメント)

本項のタイトルを “Material handling excavators

with fixed cab risers”に変更する。

4.2.1.2.1 項の第6パラグラフで6tを1tに、100tを50tに修正し、これを本項の先頭に挿入する。

⑩ 4.2.1.3 Operator's seat (日本コメント)

本項に次の文言を追記する。“If a suspension seat is provided for excavators, the seat shall comply with spectral class EM 6 of ISO 7096.”併せてISO 7096を参考文献欄から引用規格欄へ移設する。

4.2.1.4 Seat adjustment for compact excavators,

4.2.1.5 Vibration (日本コメント)の“Additional national and regional provisions exist.”を削除する。

d) ISO 20474-6 ダンプ (N196)

⑪ 1 Scope (日本コメント)

日本からの「当該機が公道を自走する場合がある」とのコメントについて。本項第1パラグラフ内に“It is not applicable to dumpers primarily designed for use on public roads.”という文言が存在するので、本コメントは不要。

⑫ 4.2.3 Body-down indicator(スウェーデンコメント)

a device で始まる節に、次の文言を追記する。“except for articulated frame dumpers in material spreading applications in which case speeds up to 20 km/h may be allowed.”

⑬ 4.4 Roll-over protective structures (ROPS) (イ

ンドコメント)

DLVに関する説明の追記要求コメントは却下された。理由は、ISO 3164:2013の4.4項内で既に記述があり重複するため。

⑭ 5 Information for use (日本コメント)

クローラダンプのブレーキに関する日本コメントは却下された。当該コメントはISO 10265内に規定されるもので、次期改正時に織り込まれるべきである。

e) ISO 20474-9 パイプレーヤ (N194)

⑮ 4.2 Operator's station (日本コメント)

「パイプレーヤにROPSは不要」とする日本ほかのコメントは却下された。理由は、当該機がブーム、カウンタウエイトのある左右方向ではなく、本体の前後方向に転倒する事故例が欧州である為(本体が水平の状態にない稼働環境がある)。

4.2.2項を新設し、次の文言を追記する。“Side boom pipelayer shall comply with ISO 20474-1:2017, clause 4.3.3. Rotating pipelayer shall be provided ROPS in accordance ISO 12117-2.”

6 今後の予定:

- ・2016年12月までにFDIS投票を開始する。
- ・2017年6月までに改正版を発行する。

以上